

## 港湾荷役料金表（総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金）

届出：平成 26 年 3 月 4 日

### I. 適用範囲

この港湾荷役料金（総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役）は、

(1) 総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船の本船内

⇔ 上屋・野積場内又は戸前迄の荷役

(2) 総トン数 500 トン未満の小型船の本船内

⇔ 上屋・野積場内又は戸前迄の荷役

に適用します。

但し、(1) 及び (2) に該当する小型船荷役で船内荷役のみ又は沿岸荷役のみの場合は、当港において適用される港湾荷役料金（船内荷役料金）又は港湾荷役料金（沿岸荷役料金）を適用します。

### II. 料金の種類及び適用方

#### 1. 基本料金

(1) 総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船

⇔ 上屋・野積場内又は上屋・野積場前

(1 トンにつき 単位：円)

品 目		金 額		
		本船内 ⇔ 上屋・野積場内	本船内 ⇔ 上屋・野積場前	
ユニ タイ ズ 貨 物 等	コンテナ	実入	785	728
		空	666	618
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング	1,891	1,754	
	ノックダウン自動車 完成車（重量 5 トン未満かつ容積 20 トン未満のもの）	1,481	1,374	
	完成車（重量 5 トン以上又は容積 20 トン以上のもの）	2,058	1,895	

品 目				金 額		
				本船内 ⇄ 上屋・野積場内	本船内 ⇄ 上屋・野積場前	
包装品	袋物			2,582	2,386	
	ベール貨物			2,510	2,316	
	カートン	雑貨類・機械類 (1個当たり5ト未満のもの)		2,851	2,652	
	ケース	機械類 (1個当たり5ト以上のもの)		2,058	1,895	
	クレート	青果類		2,109	1,937	
冷凍品・冷蔵品		—	4,218			
有姿貨物	タイヤ			1,968	1,840	
	巻取紙 (内産地)			1,259	1,169	
	木材	岸壁揚げのもの	原木	米国材 南洋材	1,400	1,274
				製材	1,513	1,384
	非鉄金属類 (半製品・銑鉄・地金)			2,258	2,056	
	鋼材	一般鋼材 (口径12インチ未満の鋼管含む)		1,898	1,795	
		鋼管 (口径12インチ以上のもの) コイル		1,614	1,526	
	石材			2,290	2,150	
撒貨物	小麦			1,494	1,356	
	肥料原料					
	鉍礦石 (粉)			2,103	1,937	
	鉍礦石 (塊)					
	特殊鉍礦石			2,070	1,941	
砂糖						

(2) 総トン数 500 トン未満の小型船 ⇄ 上屋・野積場内又は上屋・野積場前

(1 トンにつき 単位：円)

品 目			金 額	
			本船内 ⇄ 上屋・野積場内	本船内 ⇄ 上屋・野積場前
ユニタイズ貨物等	コンテナ	実入	781	625
		空	663	530
ユニタイズ貨物等	パレタイズ貨物		1,182	945
	バンパック			
	バッグコンテナ			
	プレスリング			

品 目				金 額		
				本船内 ⇄ 上屋・野積場内	本船内 ⇄ 上屋・野積場前	
ユニット イズ 貨物	ノックダウン自動車 完成車（重量5ト未満かつ容積20ト未満のもの）			918	735	
	完成車（重量5ト以上又は容積20ト以上のもの）			1,388	1,110	
包 装 品	袋物			1,674	1,339	
	ペール貨物			1,655	1,323	
	カートン	雑貨類・機械類（1個当たり5ト未満のもの）		1,698	1,359	
		ケース	機械類（1個当たり5ト以上のもの）		1,388	1,110
	クレート		青果類		1,470	1,177
		冷凍品・冷蔵品		—	1,812	
有 姿 貨 物	タイヤ			1,097	878	
	巻取紙（内産地）			1,234	987	
	木材	岸壁揚げのもの	原木	米国材 南洋材	1,082	866
				北洋材	1,061	849
			製材		1,105	884
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）			1,729	1,383	
	鋼材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）		1,425	1,140	
		鋼管（口径12インチ以上のもの）		1,212	970	
		コイル				
	石材			1,197	958	
撒 貨 物	小麦 肥料原料 鉍礦石（粉）			1,190	952	
	鉍礦石（塊） 特殊鉍礦石			1,420	1,136	
	砂糖			1,106	885	

### (3) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次の通りとします。

但し、関連事業に係る行為は除きます。

#### ①「本船内 ⇄ 上屋・野積場内」の場合

（揚荷）本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送し、**拼付**するまでの作業  
（積荷）上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業

②「本船内 ⇄ 上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は貨車・トラック等の車側へ移送する作業

(積荷) 上屋・野積場前又は貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業

(4) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿・作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次の通りとします。

但し、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種別	内 容	割 増 率
半夜運送	16時30分から21時30分までの間における運送	基本料金の6割増
土曜日荷役	土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日(振替休日を含む)がある土曜日を除く。)における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日運送	日曜日・祝祭日における運送	基本料金の10割増

3. 割引料金

割引料金は、次の通りとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合は、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引します。

4. 分担金等

(1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内

⇄ 上屋・野積場内又は上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律)1トにつき 8円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物(一律)1トにつき 3円
(2) 労働安定基金	各貨物(一律)1トにつき 7円

(2) 総トン数500トン未満の小型船内

⇄ 上屋・野積場内又は上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トにつき 4円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物（一律）1トにつき 1円50銭
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1トにつき 3円50銭

## 5. 消費税及び地方消費税の加算

(1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

但し、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

## 6. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1,133立方メートルをもって1トンと看做します。

尚、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

但し、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

## 7. その他

(1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰め又はコンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替え作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。

(2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上別途実費を申し受けます。

(4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取決め又は慣習によります。